

令和元年度(平成30年度実施事業分)事務事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

建設部土木課

建設部長 大山 仁志

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
23-003	土木管理事務	なし	C	道路管理瑕疵の発生を防ぐため、定期的な道路パトロールを行うとともに、H29年度末に発生した未承認の蓋設置に起因する事故を受け、店舗や事業所、出入りの多い箇所の側溝蓋の緊急点検を行うなど、危険箇所や不具合の早期発見に努めた。 道路管理瑕疵ゼロの目標は達成できなかったが、平成18～27年度の発生件数が平均4.7件であったのに対し、近年は、平成28年度2件、平成29年度1件、平成30年度2件にとどまり、対策の効果は表れている。今後も必要に応じて対策のポイントや手法について見直しを行っていくことが重要である。 また、すぐやる隊の結成により、道水路の危険箇所の応急処置や草刈りを始めとする住民要望に係る対応の迅速化を図ることができた。	改善 推進	過去の事故原因を踏まえ、未承認で行われる不適格な道路施設の工事を防止するため、市報等による周知や、建築・農地転用時等の機会に適切な指導を行っていく。 また、引き続き、道路管理瑕疵の未然防止および道水路の適切な管理のため、道路パトロールを徹底すると共に、危険箇所や住民要望への対応の迅速化を図る。
23-005	橋梁維持修繕事業 (維持修繕・改修)	あり	B	修繕計画に基づき、目標としていた3橋の修繕を実施し、橋梁の適正な維持管理を行うことができた。 引き続き、法に基づく5年毎の定期点検を実施し、異常の早期発見および修繕を行っていく必要がある。	改善 推進	定期点検が2サイクル目に入ることから、簡易な構造である橋梁(カルバート等)について職員による目視点検を組み込むことでコストの縮減を図りつつ、修繕が必要な橋梁を早期発見し、予防保全に努める。
23-006	生見平地線道路改良事業	あり	B	地権者の合意が得られた3件について物件調査を実施し、用地取得のための準備ができた。 令和元年度内に工事を完了させるため、計画的に物件補償および用地取得を進めなければならない。	改善 推進	3筆の用地を取得し、関連する県事業と調整しながら、歩道の拡幅工事を完了させる。
23-009	道路維持修繕事業 (維持修繕・改修)	あり	B	法定通学路の整備計画および住民要望等により、11路線の道路改修工事を実施することができた。その結果、法定通学路の整備率は目標値を上回り、登下校時の安全性を高めることができた。 引き続き、道路パトロール等による市内一円の危険箇所の発見と、早期修繕に努めるとともに、通学路を中心に道路の改修を実施する必要がある。	改善 推進	引き続き、定期的な道路パトロールおよび通学路合同点検の実施などにより、危険箇所を把握し、計画的な修繕計画を作成、実施する。
23-010	道路舗装事業(維持修繕・改修)	あり	B	修繕計画に基づき、目標としていた9路線に加え、道路パトロールで発見した緊急に修繕が必要な5路線の舗装修繕工事を実施し、安全性の向上を図ることができた。路線によって劣化の進行度合が異なるため、劣化度を反映させた計画に見直しをする必要がある。	改善 推進	道路舗装の適切な維持管理のため、過年度に実施した路線で再度路面調査を行い、修繕計画の見直しを図ると共に、予防保全的な観点から、道路パトロールを重視し、計画的に修繕を進めていく。
23-012	用悪水路改修事業 (維持修繕・改修)	あり	B	目標を超える4か所の水路を改修し、排水機能の確保及び危険箇所の改善をすることができた。今後も、住民要望や道路パトロールを通じて、老朽化し破損した水路や危険な水路を把握し、計画的に修繕していく必要がある。	改善 推進	用悪水路の適切な維持管理のため、住民要望や道路パトロールなどにより、修繕計画の見直しを行い、緊急性・必要性や予防保全的な観点から計画的に修繕を進めていく。

整理No	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
23-014	常盤亀崎2号線道路改良事業	あり	B	公安委員会との協議により、信号機を設置し、交互通行が可能な交差点を供用開始することができた。交互通行となったことで交通の利便性が大幅に改善されたと共に、交差点内の安全性を向上させることができた。	終了	
23-017	地籍調査事業	あり	B	調査結果について、地権者による閲覧・訂正を実施し、地籍図・地籍簿を作成することができた。一部の地権者から調査結果の地積について合意が得られないため、引き続き交渉を行う必要がある。	現状維持	法務局への成果(地籍図・地籍簿)の送付に向け、地権者から合意を得るため交渉を継続して行う。 また、次の地区の調査開始に向けた準備を進める。
課等長	1次評価(30年度の総括評価)					
B	土木管理事務では、道路管理瑕疵発生ゼロを目標として、点検項目を改善した道路パトロールに加え、店舗や事業所など出入りの多い箇所の側溝蓋の点検を行い、道路の危険箇所や不具合の早期発見に努めたが、2件の管理瑕疵が発生した。原因を踏まえた対策が必要である。 橋梁維持修繕事業は、修繕計画に基づき、目標としていた3橋の修繕を実施することができた。 生見平地線道路改良事業は、県事業との調整により平成29年度から先送りした調査を実施することができた。 交通安全施設等整備事業は、マイレボはんだ等の住民からの通報に基づき、道路反射鏡の設置や区画線等の交通安全施設の新設及び修繕を実施し、利用者の安全性を高めることができた。 道路維持修繕事業は、歩道の段差解消や法定通学路のカラー化等を実施し、道路の安全性を向上することができた。 道路舗装事業は、目標としていた9路線すべての舗装修繕工事を実施するとともに、道路パトロールによる簡易修繕を計画的に行い、路面の損傷を未然に防止することができた。 用悪水路改修事業は、緊急性に応じ事業内容を見直し、適切に水路改修工事を実施することができた。 常盤亀崎2号線道路改良事業は、信号の設置及び交互通行が可能な交差点として供用開始することができた。 地籍調査事業は、地権者への閲覧・訂正を行い、地籍図・地籍簿を作成することができた。					
部等長	2次評価(30年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項)					
B	土木管理事務は、過去の道路管理瑕疵の発生原因を踏まえ、今後も道路パトロールおよび指導を強化し、市民への周知を図るとともに、予防的な修繕を実施することにより、道路・水路等の管理瑕疵ゼロを目指すこと。 橋梁維持修繕事業は、道路法に基づく定期点検について、職員による点検を円滑に進めること。 生見平地線道路改良事業は、円滑な事業進捗が図られるよう県と密に情報を共有すること。 交通安全施設等整備事業は、関係機関と連携することで危険箇所を早期把握し、効果的な対策を講じることで未然の事故防止に努めること。 道路維持修繕事業は、マイレボや住民要望を早期に対応すること。また、道路パトロールや通学路合同点検により、危険箇所を把握し、計画的に修繕を実施すること。 道路舗装事業は、路面調査に基づき、その都度修繕計画の見直しを行い、予防保全による修繕を行うこと。 用悪水路改修事業は、住民要望や道路パトロールなどにより現状を把握し、計画的な修繕を行うこと。 常盤亀崎2号線道路改良事業については、警察を始めとした関係機関と調整を図り、平成30年度末に供用することができたが、引き続き交通状況を把握し、円滑な道路として供用できるよう努めること。 地籍調査事業は、年度毎の工程管理を適切に行い、着実に事業を進めること。					